

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和3年3月 日公布、公布日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>自動車税環境性能割</p> <p>(1) 税率区分は、軽減対象車の範囲を見直し〔クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に取り扱う（2年間の激変緩和措置有）等〕</p> <p>(2) 税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>自動車税種別割</p> <p>グリーン化特例（軽課）について、重点化〔自家用のクリーンディーゼル車を除外〕等を行った上で、2年間延長</p> <p>不動産取得税</p> <p>住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年間延長（令和3年3月31日まで→令和6年3月31日まで）</p> <p>個人県民税</p> <p>個人住民税に係る住宅ローン控除の控除期間を3年間延長（10年間⇒13年間）できる特例について、契約期間と居住の用に供する期間をそれぞれ1年間延長する（令和4年12月31日までに居住の用に供した者について適用）。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	